〇妙高市環境基本条例
平成 11 年３月 26 日条例第８号
妙高市環境基本条例

目次
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節　施策の基本方針（第８条）
第２節　環境基本計画等（第９条・第 10 条）
第３節　基本施策（第 11 条―第 25 条）
第４節　関川水系の総合的環境の保全及び創造（第 26 条）
第３章　環境審議会等（第 27 条―第 29 条）
附則

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（４）　市民等　市民、滞在者及び民間団体をいう。

（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を共有する上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。
２　環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。
３　環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。
４　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
５　地球環境保全は、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力す

る責務を有する。

（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）
第７条　通勤、通学、観光旅行等で滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節　施策の基本方針
（施策の基本方針）
第８条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
（１）　人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持すること。
（２）　野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び回復すること。
（３）　自然環境の適正な整備により、人と自然が共生することができる環境を確保すること。
（４）　身近な自然及び地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的な環境との調和及び水資源の利用を図り、快適な環境を保全し、及び創造すること。
（５）　廃棄物の発生の抑制、再生資源の利用、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
（６）　市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めるため、環境教育及び学習を推進すること。
（７）　地球環境の保全に資する施策を推進すること。
２　市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者及び市民等の参画及び協働を基本として行わなければならない。
３　市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第２節　環境基本計画等
（環境基本計画）
第９条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全及び創造に関する目標並びに総合的な施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、妙高市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）
第 10 条　市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３節　基本施策
（水と緑の保全及び創造）
第 11 条　市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川、湖沼等の水環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、人と自然が触れ合う緑豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全並びに緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造等）
第 12 条　市は、地域の個性を活かした潤いと安らぎのある雪国の快適な環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、自然環境及び歴史的文化的特性に配慮した良好な環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（水資源の有効利用の促進）
第 13 条　市は、地下水のかん養、その他の水資源の有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（事業実施時における環境への配慮）
第 14 条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）
第 15 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
２　市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
３　前２項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減のための措置）
第 16 条　市は、事業者及び市民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減するよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進）
第 17 条　市は、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備並びに交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、公園及び水辺空間その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の適正処理）
第 18 条　市は、廃棄物の処理に伴う公害の防止を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の促進）
第 19 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）
第 20 条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）
第 21 条　市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民等がその理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全活動への支援）
第 22 条　市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）
第 23 条　市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ必要な情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

（監視等の体制の整備）
第 24 条　市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（地球環境保全の推進）
第 25 条　市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨（雪）対策その他の施策を推進するものとする。
２　市は、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力し、地球環境保全に関する情報の提供等に努めるものとする。

第４節　関川水系の総合的環境の保全及び創造
第 26 条　市は、関川水系の総合的な環境の保全及び創造を図るため、これらの河川の環境整備並びに適正な利用が促進されるよう施策を講ずるものとする。
２　市は、前項に定める施策を策定し、及び実施するに当たっては国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力して推進するものとする。

第３章　環境審議会等
（環境審議会）
第 27 条　市長は、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、妙高市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、次に掲げる事項を審議する。
（１）　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）　その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。
３　審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
４　審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（施策の推進体制の整備）
第 28 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。
２　市は、事業者及び市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

（広域的な施策の連携）
第 29 条　市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体との協力のもとに連携して推進するように努めるものとする。

附　則
この条例は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 16 年条例第 64 号）
この条例は、平成 17 年１月１日から施行する。